

令和2年6月19日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 様

060-0061

札幌市中央区南1条西6丁目2番地1

キタコー株式会社

代表取締役 草野 浩平



回 答 書

前略

貴団体による令和2年6月5日の申入書について、以下のとおり、回答いたします。
当社貴団体間の札幌地方裁判所平成29年（ワ）第1517号契約条項使用差止等請求事件の第16回弁論手続調書（和解調書）別紙第3項に基づき、当社訴訟代理人事務所において貴団体代理人弁護士らによる改訂新契約書条項の閲覧は令和元年9月19日に完了しており、また、貴団体による本件申入れの下記条項は、前訴訟にて7名の代理人弁護士が介入され何ら問題視されていなかったにも拘わらず、今回、新たに消費者契約法に抵触するとして再申入れする対応は条項をしっかりと精査していない表れであり、誠に遺憾であります。

記

賃貸借契約書の第1条第3項には、「乙が前2項（賃貸借物件の使用目的に反して使用してはならない旨の条項）に違約した場合、事由の如何にかかわらず、甲は本契約を直ちに解除し、乙に明け渡しを求めることができるものとする。なおこの場合、乙は、違約金として12か月分の賃料相当額を甲に支払い、直ちに本物件を明け渡すものとする。」との記載に対し、貴団体はこの条項を消費者契約法に抵触しないものへと改訂を求めておられます。

そこで、当社は、前記訴訟代理人弁護士、及び顧問弁護士などと総合的に勘案した結果、賃貸借物件の契約借主が消費者である場合（連帯保証人も消費者）、第1条第3項すべてを削除するとともに、貴団体は本件申入書において改訂対象6物件と定めておりますが、当社は、前訴訟上における16物件すべてを削除対象としますので、速やかに対象物件の削除作業に取り掛かり令和2年7月1日から改訂契約書として使用することを回答いたします。

草々